

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 号
件 名	葛塚中学校舎設計監理業務委託に関する（株）安藤忠雄建築研究所との随意契約について
要 旨	<p>（株）安藤忠雄建築研究所に対して支払った葛塚中学校設計監理業務委託費総額約1億5,000万円は、旧豊栄市建設課都市計画室建築係長が作成した「葛塚中学校基本設計について（伺い）」の起案書を根拠事由として締結した随意契約であり、設計業者選定に係る調査検討は皆無であることが情報公開資料ほかで証明された。</p> <p>その契約執行は地方自治法施行令第167条の2（随意契約）及び財務規則第137条に違反する。</p> <p>「地方財務実務提要」（5,881 ページ）の指針説明、「建築設計業者の委託契約がアイデアとか設計者の個性とかという他の契約との性質の差異があることの事由をもって一律に競争入札によって契約することが適当ではなく随意契約が可能であると断定することはできません」（原文のとおり）から、当該契約の法令違背に疑いはない。</p> <p>新潟市教育委員会施設課長に情報資料を求め、同じ学校舎建設を目的とした設計監理業務費額の平均は平方メートル当たり1万円である根拠を得、葛塚中学校舎建設設計監理業務に係り特段の修正要素はなく、金9,900万円を妥当額と推計判断するに反論ないことを確認した。</p> <p>ゆえ、違法な随意契約によって支払われた金1億5,000万円のうち、金5,000万円が平均妥当額を超えて支払われたもので、市民に与えた損害は大きく執行権者としての小川竹二の責任は重大である。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年6月15日 文教経済常任委員会
受 理	平成23年6月10日 第144号

同じ（株）安藤忠雄建築研究所との随意契約は旧豊栄市図書館にも認められ、金7,400万円が支払われている。この際も一般市民を交えた15人で構成する建設検討委員会報告書などを参考にした設計業者選定などを全く行うことなく、都市計画課建築係長が作成した起案書「図書館基本設計委託について（伺い）」に基づき、教育長、収入役及び桑野誠司郎助役を経て小川竹二市長が執行命令を下した違法な随意契約締結の繰り返しであった。

新潟市教育委員会鈴木廣志教育長及び施設課長は違法執行の疑義に対し、「……当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当であるとの随意契約を正当とした最高裁判例があるから当該契約に違法性はない」と返答する。

しかし、その判例は福江市ごみ処理施設建設請負随意契約事件であり、「競争入札」を行った上に「ごみ処理機能」を重視した究極的な目的達成と利益増進等の合理的判断の裁量権を契約担当者に認めた内容である。

したが、本件随意契約事案には合理的判断を行うべき根拠はなく、当然に裁量権の行使もあり得ない随意契約執行である。施設課長にその整合性ある自治体法務の説明はなく、鈴木教育長は面談説明を拒否する対応である。

憲法第92条の地方公共団体の組織及び運営に関する事項として、地方自治の本旨に基づいた地方自治法、同施行令等が規定されている。その法令に背いた行為は、市民から選ばれた市長（及び議員）であっても許されず、法の下での平等をうたう憲法第14条では荣誉、勲章の授与は、いかなる特権も伴はないと規範されている。

ゆえ、議会は地方自治法第100条（調査権）または第100条の2（専門的調査）に基づいて問題事案を的確に掌握した上、誤った認識を改めさせるべく同法第99条（意見書の提出）とあわせた執行機関に対する監督監視義務の履行を求める。